

令和3年度「建設業取引適正化推進期間」について

1 要旨・目的

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

令和3年度においても、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行う。

2 現状・背景

依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発展を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

3 概要

(1) 実施主体

国土交通省，都道府県

(2) 実施期間

令和3年10月1日(金)～12月28日(火)

(3) 場 所

—

(4) 実施内容

ア 建設業者等を対象とした講習会の開催

日 程	内 容	会 場
10月29日(金)	建設業法に関する講習会 ～みんなで守る適正取引～ (国土交通省，広島県共催)	広島県福山庁舎 第3庁舎 第381・382会議室 福山市三吉町一丁目1-1
11月2日(火)		広島合同庁舎 1号館附属棟2階大会議室 広島市中区上八丁堀6-30

イ 立入検査の実施

許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、建設業者に対して立入検査による指導を実施する。

ウ 広報等

建設業取引の適正化について、国土交通省が作成し配布するポスターを、国関係機関，各都道府県，市区町村及び建設業関係団体において掲示するほか，各種相談窓口等についても各種媒体を活用した広報を行う。